

令和8年度大田区こども食堂推進事業実施要綱

8こ子発第11661号
令和8年7月22日
区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、民間団体等が行うこども食堂の取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、こども食堂の開催に加え、配食及び宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげるこども食堂の取組を支援する大田区こども食堂推進事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 地域のこどもたちに無料又は低額で食事の提供を行うとともに、地域のこども、その保護者、地域住民等が気軽に立ち寄ることができ、参加者が互いに交流をする場を設ける取組をいう。
- (2) 配食 こども食堂で調理若しくは用意した弁当又はそれらと併せて食材をこども、その保護者等に配布する取組をいう。
- (3) 宅食 こども食堂で調理若しくは用意した弁当又はそれらと併せて食材をこども、その保護者の自宅に届ける取組をいう。

(補助対象者)

第3条 本事業による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区内においてこども食堂、配食又は宅食を実施する団体等であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす団体等とする。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 次条に規定する補助対象事業を実施するに当たり、継続的な実施が可能であることが見込まれること。
- (3) 政治活動及び宗教活動並びに利用者に対する営業活動及び勧誘行為を行わないこと。
- (4) 営利目的の活動を行わないこと。ただし、こども食堂を実施する場所において、こども食堂を利用しない者に飲食の提供を行う場合は、この限りでない。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (6) 暴力団（大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体ではないこと。
- (7) 団体の代表者及び構成員が、暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。
- (8) 過去に本事業に基づく補助金の交付決定を受けたことがある者にあつては、第24条第1項各号のいずれかに該当したことにより、補助金の交付決定の取消しを受けたことがないこと。
- (9) 過去に本事業に基づく補助金の交付決定を受けたことがある者にあつては、直近の補助対象期間における実績報告書の提出その他の期限を定めた手続きについて、正当な理由なく遅延した事実がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、こども食堂、配食又は宅食を実施する事業であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 原則として、月に1回以上、定期的にこども食堂、配食又は宅食のいずれか一つ以上を実施すること。
- (2) こども食堂は1回当たり10名以上のこどもとその保護者（以下「参加者」という。）が参加できる規模で開催すること。
- (3) 配食及び宅食は1回当たり10名以上の規模で実施すること。
- (4) 常時責任者を配置し、安全に配慮して補助対象事業を実施すること。
- (5) 補助対象事業の規模に応じて、必要なスタッフの配備体制を確保すること。
- (6) 提供する食事は、原則としてこども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した栄養バランスの良いものとする。

- (7) 大田区社会福祉協議会が事務局を務める「こども食堂連絡会」に年1回以上参加すること。
 - (8) 補助対象者は、こども食堂、配食又は宅食の実施の際には、参加者に対し、こども・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるとともに、参加者の生活状況を把握して相談に応じ、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は子ども家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。
 - (9) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、補助対象者が食事代の徴収金額を判断すること。
 - (10) 補助対象事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。
 - (11) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
 - (12) 参加者の食物アレルギーの有無を確認すること。食物アレルギーに対応することができない場合は、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応すること。
 - (13) 事故発生時の対応のため、保険に加入すること。
- 2 補助対象者が2つ以上のこども食堂を実施する場合においては、そのうち1つのこども食堂（当該1つのこども食堂において実施する配食及び宅食を含む。）のみを補助対象事業とする。
- 3 団体の代表者、役員等の構成員、活動内容、活動場所等を勘案し、実質的に同一の団体と区長が認めた団体は、この要綱の適用においては、当該複数の団体を1の補助対象者とみなす。

（事業の実施場所）

第5条 補助対象事業の実施場所については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施場所が大田区内であること。
- (2) 食事の提供前後に、交流をすることができるスペースを確保できること。ただし、配食及び宅食の実施場所については、この限りでない。
- (3) 宅食を除き、参加者が立ち寄りやすい場所で実施するように努めるものとする。

（事業実施に当たっての留意点）

第6条 補助対象者は、補助対象事業を実施するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防、感染症対策等の衛生管理には万全を期すこと。
- (2) 食中毒や事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。また、発生時には速やかに区に報告すること。
- (3) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、補助対象事業の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、補助対象者の団体運営に要する経費及び補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費については、補助対象外とする。

（補助金の額）

第8条 補助基準額及び補助率の内訳は次のとおりとする。

- (1) 参加者1人当たりの補助金額の目安は次のとおりとする。
 - ア 補助対象事業のうち、一つを実施する場合、1500円程度を目安とする。
 - イ 補助対象事業のうち、二つを実施する場合、2000円程度を目安とする。
 - ウ 補助対象事業のうち、三つを実施する場合、2500円程度を目安とする。
- (2) こども食堂の開催、配食又は宅食による取組
 - 1 団体当たり月額12万円×12月
 - うち、月額1万円×12月（上限）は、交流の場の側面を大きくもつ需用費の費用として活用することができる。
- (3) 新たなこども食堂の立上げ及び支援の拡充

ア こども食堂の取組を開始してから1年を経過していない団体であって、かつ、本事業に基づく補助金の交付申請を初めて行う補助対象者 補助上限を50万円とし、別表に定める対象経費の補助率は50%とする。

イ こども食堂の取組を開始して1年以上を経過した団体又は本事業に基づく補助金の交付決定を受けたことがある補助対象者 補助上限を20万円とし、別表に定める対象経費の補助率は20%とする。

2 区長は、予算の範囲内において、補助基準額又は補助対象経費（補助対象事業において参加費等を徴収している場合は、その額を控除した額とする。）のいずれか低い額を補助金として交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、国、区以外の地方公共団体その他これらに準ずる団体による同種の補助金の交付を受ける場合における補助金の額は、前項の規定に基づく補助金額から当該補助金の額を控除した額とする。

（補助対象期間）

第9条 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、大田区こども食堂推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（1） 大田区こども食堂推進事業補助金 活動計画書（別記第1号の2様式）

（2） 大田区こども食堂推進事業補助金 所要額内訳書（別記第1号の3様式）

（3） 大田区こども食堂推進事業補助金 事業計画書（別記第1号の4様式）

（4） 大田区こども食堂推進事業補助金 事業予算書（別記第1号の5様式）

（5） 大田区こども食堂推進事業補助金 団体活動予算書（別記第1号の6様式）

（6） 団体の定款又は会則

（7） 構成員名簿

（8） 団体の概要及び活動状況がわかるもの（事業計画書・事業報告書・予算書・決算書）

（9） その他区長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第11条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、交付を決定するとともに、大田区こども食堂推進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした補助対象者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付を決定するに当たっては、その申請に係る当該補助対象事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

4 区長は、補助金を交付できないものと決定したときは、大田区こども食堂推進事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

5 区長は、第1項の審査に際し、申請者が過去に本事業に基づく補助金の交付を受けた実績がある場合には、次に掲げる事項を考慮した上で、交付の可否及び交付額を決定することができる。

（1） 実績報告書その他の書類の提出期限の遵守状況

（2） 申請書類及び実績報告書類の記載の正確性並びに添付書類の充足状況

（3） 補助対象事業の適正な実施状況及び補助金の適正な執行状況

6 区長は、前項各号に掲げる事項に照らし、補助金の適正な執行が見込まれないと認めるときは、補助金の交付額を減額し、又は不交付の決定をすることができる。この場合において、区長は、書第4項の大田区こども食堂推進事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条第1項の通知を受けたときは、大田区こども食堂推進事業補助金交付請求書（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 区長は、前条に規定する請求があったときは、審査の上、補助金を概算払いするものとする。
(事情変更による決定の取消し等)

第14条 区長は、補助事業者に、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれを付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情により補助対象事業の全部又は一部をやむを得ず継続できなくなったとき。
- (2) 補助事業者が補助対象事業を遂行するために必要な実施場所その他の手段を使用することができないとき(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- (3) 補助事業者が補助対象事業に要する経費(補助金によって賄われる部分を除く。)を負担することができないとき(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

(承認事項)

第15条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

(状況報告等)

第17条 区長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に補助事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があると認めるときは、補助事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

(遂行命令等)

第18条 区長は、補助事業者による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助対象事業の一時停止を命ずるものとする。

3 区長は、前項の規定により補助対象事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第24条第1項第3号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告書の提出)

第19条 補助事業者は、次条第1項各号に定められた期限までに大田区こども食堂推進事業補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 大田区こども食堂推進事業補助金 活動報告書(別記第5号の第2様式)
- (2) 大田区こども食堂推進事業補助金 所要額内訳書(別記第5号の第3様式)
- (3) 大田区こども食堂推進事業補助金 事業決算書(別記第5号の第4様式)
- (4) 補助対象経費の支出を証明する書類
- (5) 活動実績がわかるもの(開催チラシ等)
- (6) その他区長が必要と認める書類

(実績報告書の提出期日)

第20条 補助事業者は、次の各号に定める期日までに、当該各号に定める期間に係る前条第1項各号に

定める書類を、区長に提出しなければならない。

- (1) 4月1日から区長が別に定める日までの期間 区長が別に定める期日
 - (2) 前号の区長が別に定める日の翌日から1月31日までの期間 区長が別に定める期日
 - (3) 2月1日から3月31日までの期間（補助対象事業の完了時） 区長が別に定める期日
- （補助金額の確定）

第21条 区長は、第19条の実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田区こども食堂推進事業補助金額確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第22条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

（補助金の精算）

第23条 補助事業者は、第21条の規定による通知を受領したときは、速やかに大田区こども食堂推進事業補助金精算書（別記第7号様式）を区長へ提出しなければならない。

- 2 前項による精算の際、既に概算交付した額に過払いが生じたときは、補助事業者は定められた期限までにこれを返納しなければならない。

（交付決定の取消し）

第24条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第25条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第26条 区長は、前条の規定により、補助金の返還を命じたときは、補助事業者に対し、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させることとする。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助対象者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることとする。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第27条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第28条 第26条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第29条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(関係書類の整備等)

第30条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類を整備し、当該事業の属する会計年度終了後5年間は保管しなければならない。

2 区長は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項に規定する関係書類の提出を命ずることができる。

3 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、実施状況について現地調査等を行うことができる。

(委任)

第31条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本要綱において同日までに補助金の交付の決定を受けた者については、引き続き効力を有する。

別表 (第7条、第8条関係)

活動内容	項目	対象経費
こども食堂の開催 配食・宅食による取組	需用費	補助対象事業に利用する消耗品費、案内のためのパンフレット等の印刷物、光熱水費、食材費、車両の燃料費、食中毒防止対策・感染防止対策等に必要な経費 ※光熱水費について、自宅、店舗等が実施場所の場合等、こども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
	需用費 (交流の場の側面を大きくもつもの)	消耗品費
	役務費	通信費、郵便代、保険料、補助対象事業に係る交通費 ※自宅、店舗等が実施場所の場合等、こども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
	使用料及び賃借料	実施場所の賃料、車両の賃借料 ※自宅、店舗等が実施場所の場合等、こども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
	人件費	補助対象事業の従事者に対する謝金等 (団体運営のための人件費は除く)
新たなこども食堂の立上げ及び支援の拡充	設備整備費	こども食堂の新規立上げ又は支援拡充に必要となる備品、会場整備費等 ※備品とは、補助対象事業の目的達成のために必要不可欠であり、継続使用を前提とした物品とする。

第 1 号様式
（第10条関係）
第 2 号様式
（第11条関係）
第 3 号様式
（第11条関係）
第 4 号様式
（第12条関係）
第 5 号様式
（第19条関係）
第 6 号様式
（第21条関係）
第 7 号様式
（第23条関係）
第 8 号様式
（第23条関係）